

令和5年度 市民参加の例外事項

局区名	番号	条例、計画、事業等の名称	分類	内容	政策決定 予定時期	例外事由	例外事由 詳細	市民参加の検討状況	担当局部課 電話番号	担当者名
デジタル戦略推進局	1	札幌市個人番号利用条例・札幌市個人番号利用条例	条例・改正	独自に個人番号を利用することができる事務、庁内連携を行うことができる事務及び当該事務において庁内連携の対象とする特定個人情報規定している。	R5年5月	③ 軽易なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成(すもも)・重度心身障がい者・ひとり親家庭等)に関する項目を条例別表へ追加する。 ・森林環境税の創設に伴い、条例別表の税に関する項目を一部改正する。 ・外国人保護を受けている外国人についても、マイナポータルからの健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報等を閲覧できるようにするため、個人番号を利用できる事務に追加する。 ・児童手当法の一部が改正されることとなったことに伴い、同法の条文を引用する。根拠を改正する。 	単なる文言整理のため、市民参加を実施する余地はないものと判断しました。	デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 デジタル企画課 011-211-2136	高橋
都市局	1	札幌市証明等手数料条例	条例・改正	地方自治法に基づき、本市への申請等に係る手数料を定める条例	R5年10月	⑤ 市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの	都市再生特別措置法に基づく認定(第36条の3)が必要な案件が生じる予定であることから、当該認定に係る新たな手数料を設定するもの	手数料の変更であることから、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859	古瀬
都市局	2	札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例・改正	建築基準法に基づき、地区計画の区域内における建築物の建築等に関する制限を定める条例	R5年12月	② 法令の規定により定められている基準に基づき行うことが必要であり、政策的判断を行う余地がないもの	地区整備計画の新設・改正に伴い、同内容を左欄条例に位置づけるもの	地区計画の変更の際に、制限内容に関する原案縦覧や意見募集を行うことから、市民参加の必要はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859	古瀬
都市局	3	札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例・改正	建築基準法に基づき、地区計画の区域内における建築物の建築等に関する制限を定める条例	R6年3月	② 法令の規定により定められている基準に基づき行うことが必要であり、政策的判断を行う余地がないもの	地区整備計画の新設に伴い、同内容を左欄条例に位置づけるもの	地区計画の変更の際に、制限内容に関する原案縦覧や意見募集を行うっており、その内容を条例化するものであることから、市民参加の必要はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859	古瀬
都市局	4	札幌市証明等手数料条例	条例・改正	地方自治法に基づき、本市への申請等に係る手数料を定める条例	R6年3月	③ 軽易なもの	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、公布後2年以内に施行される規定について所要の改正を行うもの(法律名の改正)	法改正に伴い条例に記載されている法律名の変更等の規定整備を行うもので、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859	古瀬